

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900495号  
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1900002号

## 第1 結論

昭和33年10月26日から昭和37年6月20日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年10月26日から昭和37年6月20日まで

厚生年金保険の記録では、Aホテル(適用事業所名称は、B社)及びC社(後に、D社)に勤務していた請求期間について脱退手当金支給済期間と記録されているが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶もないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年半後に支給決定されたこととなっていること及びC社における厚生年金保険被保険者で請求者の喪失日前後2年間に脱退手当金の受給要件を満たした17人(請求者を除く。)のうち、同社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が確認できるのは4人のみであり受給要件を満たした同僚の大部分に脱退手当金の支給記録がないことから、事業主が請求者の委任に基づき代理請求を行ったものとは考え難い。

また、婚姻等による改姓後に脱退手当金を請求する場合、請求者本人が脱退手当金を請求したとすれば、通常改姓後の姓で請求され、それに伴って厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名変更処理がされるものと考えられるが、請求者は、C社における厚生年金保険の被保険者資格喪失後の昭和38年3月\*日に婚姻しているにもかかわらず、請求者に係る被保険者名簿等は旧姓のままであることから、請求者が当該脱退手当金を請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900452号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900108号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年11月1日から平成19年8月1日まで

請求期間について、日本年金機構の記録によると、A社に係る標準報酬月額が12万6,000円と記録されているが、当該事業所に入社してから、途中で給与が下がることはなく、勤務期間中の手取りは、16万円ほどであった。給与明細書等の資料はないが、調査の上、正しい標準報酬月額の記録に見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社の請求期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と相違している旨主張している。

しかしながら、A社は、履歴事項全部証明書により、平成27年9月30日に解散し、代表取締役が代表清算人として登記されていることが確認できることから、当該代表取締役及び元取締役(以下「事業主等」という。)は、会社は倒産したため、同社に係る資料等は何もない旨回答及び陳述している。

また、A社が同社の社会保険事務を委託していた社会保険労務士は、請求期間に係る資料は廃棄済みである旨回答しているほか、事業主等が請求期間当時に決算処理等を委託していたとする会計事務所は、顧問先の資料については、保存期間経過のため処分している旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、日本年金機構から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下「月額変更届」という。)に記載された平成18年8月から同年10月までの各月の報酬月額と当該月額変更届に添付された貸金台帳に記載された各月の支給額合計はいずれも一致している上、当該月額変更届により決定された改定年月を同年11月とする標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

加えて、請求期間当時、A社に勤務していた同僚4名のうちの1名（以下「同僚」という。）から給料明細書が提出されたものの、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、請求者と同僚の取得時における報酬月額は異なっていることが確認できるほか、同僚の給料明細書及び回答からは、請求者と同僚の職種及び勤務年数は異なっていることが認められ、各月に時間外手当が支払われるなど支給額に変動がみられることから、当該給料明細書をもって請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、事業主及び同僚は、給与は現金支給であった旨陳述しているほか、請求者の請求期間に係る平成19年度及び平成20年度の課税を担当するB市及びC市は、課税資料について、保存期間が5年であるため提出できない旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。